

荒天時等における臨時休校措置について

堺市への各種「レベル4 危険警報」、「レベル5 特別警報」（大雨・土砂災害・氾濫、以下同じ）の発令、同じく「暴風警報」の発令、または南海高野線（北野田駅を含む区間、以下同じ）の運行中止に伴う臨時休校の実施については、以下のようにいたします。

記

1. 警報の発令が予想される場合、および交通機関の計画運休など生徒の登下校に大幅な影響が生じると予想される場合は、前日までに、生徒に自宅待機(午後からの授業実施も含む)を指示・伝達します。
2. 当日、午前6時の段階で警報が解除されている場合は、1限から平常授業を実施します。
当日、午前6時～午前9時に解除した場合は、午後から平常授業を実施します。
(中学：12時20分 SHR、4時間目より授業・高校：13時20分 SHR、5時間目より授業)
※ 被害状況等を確認して、危険を伴う場合は、臨時休校とします。(さくら連絡網等で配信)
※ 北野田からの登校のスクールバスは運休となりますので、徒歩で通学してください。
※ 給食は利用可能、学食については、利用不可となります。
当日、午前9時を過ぎても解除されない場合は、臨時休校とします。
3. 居住地(地区まで合致)が各種「レベル4 危険警報」、「レベル5 特別警報」、または「暴風警報」の発令がある場合、平常時の通学路が「レベル4 危険警報」、「レベル5 特別警報」、「暴風警報」に該当する場合は、該当生徒については、上記2と同等の判断(公欠扱い)を行います。
4. 南海高野線の運行休止（運転見合わせではない）となっている場合は、以下の対応とします。
当日、午前6時の段階で運行休止が解除されている場合は、1限から平常授業を実施します。
当日、午前6時～午前9時に運行休止が解除した場合は、午後から平常授業を実施します。
(中学：12時20分 SHR、4時間目より授業・高校：13時20分 SHR、5時間目より授業)
※ 北野田からの登校のスクールバスは運休となりますので、徒歩で通学してください。
※ 給食は利用可能、学食については、利用不可となります。
当日、午前9時を過ぎても運行休止が解除されない場合は、臨時休校とします。
5. 通学に使用する経路が「運転取り止めの線区」に含まれている生徒については、上記4と同等の判断(公欠扱い)を行います。
6. 一時的な運転見合わせ（人身事故や故障等によるもの）は「4.」「5.」の対象とはしません。運転再開後、危険の無いように登校してください。
7. 臨時休校となった後に警報等が解除となって生徒の登校に危険がないと判断でき、かつ教員の指導体制が確立できる場合は、担当教員が学校長の承認を得た上で、生徒の登校を認めることがあります。
8. 休日に堺市への各種「レベル4 危険警報」、「レベル5 特別警報」または「暴風警報」が発令された場合、校内の活動については基本的に上記に準ずることとします。ただし、生徒の活動において主催者が本校以外の場合は、主催者の判断に従うこととします。

9. 授業日当日に突然、大雨等が予想される場合は、短縮授業、一斉下校などを適宜判断することとします。

以上